

平成26年度関東女子倶楽部対抗新潟会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部 ・ 85名)

期日：6月12日(木)

場所：松ヶ峯カントリー倶楽部 神奈・妙高コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	土田 サヨ子	米山水源	五十嵐 真理子	湯田上	廣辺 千尋	松ヶ峯		
2	8:09	井上 則子	十日町	相崎 博美	長岡	澤田 麻里	楡形		
3	8:18	高橋 英子	フォレスト	田村 幸子	紫雲	和田 綾子	小千谷	横山 イツ子	妙高
4	8:27	渡部 裕子	楡形	渡部 修子	笹神五頭	松原 美奈子	新津	寺島 浩子	紫雲
5	8:36	佐藤 寿子	長岡	松木 麻子	中条	南須原 木美子	石地シーサイド	藤田 和子	フォレスト
6	8:45	和田 栄美子	中条	山本 睦子	新津	岡元 雅子	小千谷	弓納持 久子	米山水源
7	8:54	白川 加代子	妙高	滝沢 美津枝	松ヶ峯	木村 佑子	柏崎	渡部 佐苗	石地シーサイド
8	9:03	斎藤 政子	楡形	仁木 知子	新発田城	小林 和子	妙高	稲田 澄子	湯田上
9	9:12	西野 美千代	笹神五頭	立壁 民子	十日町	梨本 祐子	紫雲	井上 尋世	越後
10	9:21	小林 博子	柏崎	戸枝 亜紀子	笹神五頭	内山 啓子	小千谷	佐藤 淳子	湯田上
11	9:30	鈴木 静子	長岡	柏 香織	新津	長谷部 チエミ	越後	中村 富貴子	新発田城

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
12	8:00	仲丸 きよ枝	越後	徳島 妙子	新発田城	小野 キヨミ	柏崎		
13	8:09	石川 房子	中条	中山 敬子	笹神五頭	吉田 恭子	石地シーサイド	近藤 明子	新津
14	8:18	小池 栄子	米山水源	西澤 真由美	松ヶ峯	高井 文子	新発田城	清野 泉	十日町
15	8:27	岡 久仁子	妙高	小林 郷子	柏崎	玉田 美恵子	越後	伊藤 美砂子	湯田上
16	8:36	大淵 美奈子	小千谷	川端 希久恵	湯田上	高橋 恵美子	十日町	印牧 桂子	越後
17	8:45	清水 修子	新発田城	滝沢 一子	長岡	坂井 貴子	笹神五頭	近藤 愛子	フォレスト
18	8:54	中山 慶子	紫雲	桐生 知恵美	楡形	北條 園恵	米山水源	三寺 文子	長岡
19	9:03	福井 春子	柏崎	佐藤 美代子	中条	石井 寿美代	フォレスト	大嶺 洋子	松ヶ峯
20	9:12	平野 まり子	新津	前澤 エミ	石地シーサイド	青木 祥子	小千谷	水科 裕子	米山水源
21	9:21	関谷 敏子	十日町	富田 優子	石地シーサイド	中川 高子	妙高	西條 咲子	松ヶ峯
22	9:30	高橋 マサミ	フォレスト	布川 泰子	楡形	白石 三枝	中条	藤崎 景子	紫雲

競技委員長 三宮 勇雄

平成 26 年度 関東女子倶楽部対抗新潟会場予選競技

開催日 : 6月12日(木)

開催コース : 松ヶ峯カントリー倶楽部 神奈・妙高コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I(c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I(c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間でいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
と同時に本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーン芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. コースと不可分の部分
7 番ホールグリーン左側および 14 番ホールセカンド地点にある巨大な石

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱を限度とする。

競技委員長 三宮 勇雄

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	471	325	291	362	150	356	142	460	336	2893
Par	5	4	4	4	3	4	3	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
472	161	367	310	504	344	123	356	349	2986	5879
5	3	4	4	5	4	3	4	4	36	72